授業料等減免・給付型奨学金(新制度)の支援を受けた場合の無利子奨学金の額の調整(併給調整)

授業料等減免又は給付型奨学金 の支給を受けた場合における 無利子奨学金の額 (調整後)

無利子奨学金貸与上限額 (調整前)

(授業料減免上限額※1+給付型奨学金支給額)

(年収は、両親・本人・ 給付型奨学金 中学牛の家族4人世帯 (学資支給金) の場合の目安。基準を 満たす世帯年収は家族 構成により異なる。) 新制度の支援を受けた場合の 2/3無利子貸与授学金上限額 授業料減免上限額 無利子奨学金 貸与上限額 給付型奨学金支給額 授業料減免 **※2** 1/3 1/4 2/3

無利子奨学金の貸与上限額を調整

約300万円

【例】私立大学・自宅外・支援区分Ⅲ(給付型奨学金・授業料減免いずれも上限額の1/3支援)

調整後無利子奨学金額 19,200円

約270万円

[住民税非課稅]

無利子奨学金額貸与上限額 64,000円

1/3

授業料減免上限額 (19,500円

約380万円

給付型奨学金支給額

理丁農

25,300円)

約600万円

※1 多子世帯の場合は、給付型奨 学金支給額(所得に応じた 支援区分ごとの支給額)及 び授業料減免額(所得に関 わらず支援満額) により調

年収目安

約800万円

※2 有利子奨学金(第二種学資貸 与金) は、授業料等減免・ 給付型奨学金を受けた場合 についても、利用額の制限 なし。(月2万円~12万円ま での間で選択)